

内閣参質一七七第一九三号

平成二十三年六月十七日

内閣総理大臣 菅 直 人

参議院議長 西岡武夫殿

参議院議員浜田和幸君提出外国人による土地取得の制限と国際協定に関する再質問に対し、別紙答弁書を
送付する。

参議院議員浜田和幸君提出外国人による土地取得の制限と国際協定に関する再質問に対する答弁書、
一について

お尋ねの「一定の場合」とは、我が国が締結している投資協定、経済連携協定又は世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（平成六年条約第十五号）附属書一Bのサービスの貿易に関する一般協定において、内国民待遇義務の例外等を認めるいわゆる一般的例外の規定又は安全保障のための例外の規定に該当する場合を述べたものである。

二及び三について

お尋ねの「我が国の森林の買収を法令によって制限すること」の具体的内容が必ずしも明らかではなく、お答えすることは困難である。

